

政務活動費 視察・研修会等 報告書

- | | |
|------|-------------------------|
| ・日 時 | 平成29年 8月28日 (月) 午後2時～4時 |
| ・場 所 | 衆議院第一議員会館 輿水恵一衆議院議員事務所 |
| ・参加者 | 桐生市議会公明クラブ 周東 照二 山之内 肇 |
| ・項目 | 地方自治法の改正について |

◎概 要

(1) 要旨

地方分権改革をより一層進めていくために、正副議長の任期を条例で定めることや議員活動における費用弁償や公務災害等の適用にかかる議員の身分の明文化などの内容について、地方自治法の改正及び地方公営企業法の改正の可能性についてアドバイスを頂いた。

(2) 主な質疑応答

輿水恵一衆議院議員のご配慮で、総務省自治財政局公営企業課 仁井谷興史理事官、総務省自治行政局行政課 藤生延之課長補佐、同行政局公務員部安全厚生推進室 菊池保課長補佐、同公務員部公務災害補償係長 石井正則氏 の各位にご臨席頂き、輿水議員のもと質疑応答をさせて頂いた。しかし、法律改正に関わることについて、正副議長の任期は、制度の根幹に関わる重要なことであり、地方自治法を変更することは難しいことであるとのことであった。また、その他の項目についても、現行法を運用することで現状としては特に問題と考えていないとの見解であった。

(3) 参考となる点及び課題

参考となる点はあるが、今後の課題として、国と地方の関係をどの様にするのか、地方分権改革はどこに向かって何を目指すのかというところを、もう一度確認する必要があると認識した。正副議長の任期が条例に明記できないところを切り口に、さらに国と地方それぞれ議論を深める必要性を強く感じた。

◎成果による当局への提言または要望等

桐生市議会としても、議長から群馬県市議会議長会に提出した地方分権の着実な推進についての要望は、県内他市の議会とも議論を重ね、要望実現に向けて引き続き努力をして頂きたいことを要望する。